

第 16 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第49回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の3科目でそれぞれ満点の6割以上）を満たした受験者は全体の18.6%（3科目受験者では18.1%）で、昨年の第48回通関士試験の合格率（13.2%）と比較するとやや高いものとなりました。本模試は本試験1.5月前の能力ですから妥当な難易度といえるでしょう。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では、個別事項の欄でも述べましたが、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、「0」をマークすること」と明記してあるにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないこととなるケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいると思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は正解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間を悔いの残らないように頑張り通し、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

I 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は64%で、63%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は74%で、この問題形式では十分な成績にいま一步でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいところです。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は36%でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

■択一式

択一式全体の正解率は51%で、やや低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（通関業務及び関連業務）

正解率：72%（イ－67% ロ－84% ハ－81% ニ－50% ホ－78%）

通関業務及び関連業務の意義については、ほぼ理解ができています。

なお、「ニ」については、「②審査」又は「⑥確認」を選択した例もかなり見受けられました。しかし、「ニ」においては、関税関係法令に基づく税関官署の行為を網羅的に捉えていることを勘案すると、「②審査」又は「⑥確認」では語意の範囲が狭過ぎます。したがって、「⑫処分」が最も適切な語句となります（通関業法第2条第1号イ（3））。

第2問（通関業の許可の消滅及び許可の取消し）

正解率：87%（イ－94% ロ－93% ハ－95% ニ－83% ホ－72%）

通関業の許可の消滅事由及び取消事由については、かなりしっかりと理解ができています。

なお、「ホ」については、「①2年」を選択する例も若干見受けられましたが、通関業の許可の取消しにおいて、「法令違反」が問われるのは、処罰（禁錮以上の刑、罰金及び通告処分）が終わって「3年」を経過しない者のみです（通関業法第11条第1項第2号、第6条第3条～第5号）。

第3問（通関業者及び通関士の義務）

正解率：87%（イ－66% ロ－87% ハ－94% ニ－96% ホ－92%）

通関業者及び通関士に係る種々の義務については、かなりしっかりとした理解ができているようです。

なお、「イ」については、「通関業務」（第2条第1号）と「通関手続」（同号イ（1））の相違を正確に理解するとともに、「通関業務」に「関連業務」が含まれるのは、第18条（料金の掲示等）及び第22条（記帳、届出、報告等）のみであることに注意してください。

第4問（税関長の確認及び通関士の資格の喪失）

正解率：77%（イ－97% ロ－41% ハ－82% ニ－75% ホ－90%）

税関長による通関士の確認についても、しっかりとした理解が進んでいるようです。

なお、「ロ」は、通関士として従事させようとする者について税関長の確認を受ける場合の申請事項に関するものですが、「通関士の設置」（第13条）との関係から、その通関士が従事する「営業所の名称」が重要です。文脈をしっかり捉えることが肝要です。

第5問（罰則）

正解率：49%（イ－49% ロ－30% ハ－82% ニ－76% ホ－7%）

罰則の内容、公訴提起、両罰規定等についての理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。

「ロ」については、通関業法における罰則の対象としては、通関業務に関する「⑩帳簿書類」の検査の拒否等が妥当であり、「④貨物」の検査の拒否等は、関税法による罰則の対象であることを認識してください。

「ホ」は、通関業者に対する両罰規定に関するものです。「②営業区域外で通関業を営む等の罪」（通関業法第41条第1項第2号）は両罰規定の対象とされていますが、「⑬通関士でない者に通関士として業務を行わせたとき」及び「⑭通関業者の信用を害するような行為をしたとき」については、懲戒処分により対処すれば足りるとして、そもそも通関業法上に罰則が設けられていませんので、法令及びテキストを改めてチェックしてください。

■複数肢選択式

第6問（通関業の許可及びその許可の申請） 正解率：16%

通関業の許可に係る手続についての理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。法令、テキスト等を再チェックしてください。

「3」は、許可の条件に関する正しい記述です。許可の条件のうち、「地域限定」及び「貨物限定」は、申請者の申請により付される条件であり（通関業法第3条第2項、第3条第1項、同法基本通達3-3、3-4）、一方、「許可期限」は、税関長の判断により付されるものです（同法基本通達3-5）。したがって、「許可期限」については、必要がなくなった場合には、速やかに解除するものとされています（同法基本通達3-6の（3））。

「4」は、許可申請に関するものですが、申請事項は必要最小限度のものに限られています。「営業所の所在地」、「責任者」、「通関士」等は確認が必要なため、申請事項とされていますが、「従業者数」まで求めることにはなっていません（同法第4条第1項）。

第7問（欠格事由） 正解率：50%

通関業の許可に係る欠格事由に関するものですが、正解率は低調でした。

なお、「2」を誤った記述とする例もかなり見受けられましたが、通関業の許可を取り消された者は、従業禁止処分を受けた通関士とともに、「2年間」通関業の許可を受けることができないものとされています（通関業法第6条第6号）。一方、処罰（禁錮以上の刑、罰金刑及び通告処分）を受けた者は、「3年間」通関業の許可を受けることができないものとされていますので（同法第6条第3号～第5号）、テキスト等も参照しながら併せて整理しておいてください。通関士の確認に係る欠格事由についても、同様です。

第8問（営業所の新設） 正解率：11%

通関業務を行う営業所の意義、新設手続等の理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。法令、テキスト等を改めてチェックしてください。

特に、「1」については、営業所の意義について問うものですが、通関書類を作成する施設であっても、当該書類について通関士が審査及び記名押印をしないときは、正規の書類作成には至らないことから、営業所とはいえません（通関業法基本通達8-1）。

「2」については、営業所の新設の許可基準に関するものですが、「①経営の基礎」については、通関業の許可の際と重複するため、審査は省略されています。なお、「②業務遂行能力と社会的信用」、「③需給関係」、「④通関士の設置」に関しては、各営業所について審査が行われます（通関業法第8条第2項）。

第9問（通関士の設置） 正解率：61%

通関士の設置義務は、通関手続の適正・迅速な実施を確保しようとするものであり、その出題率もきわめて高い分野です。合格水準にあります。今一步の努力が望まれます。

通関士の設置基準について誤る例が若干見られました。通関士は、原則として設置するものとされており、「地域限定の条件」又は「貨物限定の条件」が付された場合以外には、免除されることはありません（通関業法第13条第1項）。「1」の「通関業務の取扱件数」、「3」の「許可の期限」又は「4」の「認定通関業者」は、通関士の設置基準に関係がありませんので、注意してください。

第10問（通関士の資格の喪失） 正解率：43%

通関士がその資格を喪失する事由について問うものですが、正解率は低調でした。

通関士は、確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないことになったときは、その資格を喪失するものとされています（通関業法第32条第1号）。引き続き当該通関業者の通関業務以外の業務に従事するとしても、例外ではありませんので、留意してください。

■ 択一式

第11問（定義） 正解率：46%

法令における定義は、条文を正しく解釈するため、用語の意義を明確にするものであり、欠くことのできない重要なものです。特に正確な理解が求められます。

- ①税関長の確認を受けなければ、通関士にはなれません（通関業法第2条第4号）。
- ②税関長の許可を受けなければ、通関業者にはなれません（同条第3号）。
- ③不服申立ての代理・代行も、通関業務です（同条第1号イ（2）及び（3））。
- ④通関業は、業として通関業務を行うこと（営利、反復継続）です（同条第2号、同法

基本通達 2-3)。

⑤通関書類に代えて電磁的記録を作成することも、通関業務です(同条第1号ロ)。

第12問(営業区域の制限) 正解率: 49%

通関業者の営業区域について問うものですが、通関業務の適正な実施のためには、極めて重要な事項です。

「2」については、「関連業務」の意義(通関業務以外の業務すべて)をしっかりと理解することが肝要です(通関業法第7条)。

「4」については、認定通関業者に関するものですが、通関業法上、認定通関業者について特別な規定は一切ありませんので、改めて確認しておいてください。

第13問(許可の取消し) 正解率: 48%

通関業の許可の取消しの原因及び手続について問うものですが、正解率はいささか低調です。

「1」について、通関業の許可の取消原因は、①不正な許可、②成年被後見人等、③禁錮以上の刑又は罰金刑を受けた者、④これらの者を役員とする法人、とされています(通関業法第11条第1項)。通関業者の欠格事由(同法第6条)、通関士の確認拒否事由(同法第31条第2項)等と比較すると、効果的に理解できます。

「2」は、通関業の許可が消滅した際の「みなし許可」(同法第10条第3項)に関するものです。通関業の許可が取り消された場合(同法第11条)には、このような特別な取扱いはありませんので、「消滅」と「取消し」の意義と併せて、明確に理解するようにしてください。

第14問(許可の消滅に関する届出義務者) 正解率: 46%

通関業の許可が消滅した際における届出義務者について問うものですが、正解率はいささか低調です。下表等を参考にして理解を確かなものにしてください(通関業法第12条、同法施行令第3条)。

許可の消滅事由	届出義務者
①廃業	通関業者であった者(代表役員)
②死亡	相続人
③破産手続開始の決定	破産管財人
④合併による解散	代表役員
⑤その他の解散	清算人

第15問(通関業者及び通関士の義務) 正解率: 65%

通関業者及び通関士に係る種々の義務については、かなり理解が進んでいるようです。

なお、「2」(通関業務料金)又は「5」(信用失墜行為の禁止)を正しい記述とする例が若干見られました。通関業務料金は、全国一律のものであるので、財務大臣が定めるものとされており、税関長の承認を受ける必要はありません(通関業法第18条第2項)。また、通関業務の従業者は、特別な地位を与えられている者ではないことから、通関業法上「信用失墜行為の禁止」は適用がないものとされています(同法第20条)。

第 16 問（記帳、届出、報告等） 正解率：65%

通関業者による記帳、届出、報告等については、かなり理解が進んでいるようです。

なお、「2」について正しい記述とする例が若干見受けられましたが、通関業者における帳簿には、①営業所ごとの通関業務及び関連業務の取扱件数及び料金額を記載する帳簿（通関業務取扱台帳）と、②通関業務等1件ごとの依頼者名、貨物の品名及び数量等を記載する帳簿（通関業務取扱明細簿）があります。そして、②の帳簿については、通関業者が保管する通関業務に関し税関官署等に提出した申告書、申請書等に所要の事項を追記することによって代えることができるものとされていますが、①の帳簿は、必ず設けることが必要です（通関業法第22条第1項、同法施行令第8条第1項、第4項、同法基本通達22-1の(1)）。

第 17 問（通関士の確認） 正解率：78%

税関長による通関士の確認については、十分に理解が進んでいるようです。

なお、「1」について、正しい記述とする例が若干見受けられましたが、通関士として通関業務に従事するためには、税関長の確認を受けることが必要とされており、通関士の設置を要しない地域にある営業所であっても例外ではありません（通関業法第31条第1項）。

第 18 問（通関業者に対する監督処分） 正解率：60%

通関業者の法令違反等に対する監督処分については、合格水準にあります。今一步の努力が望まれます。

なお、「5」について、誤った記述であるとする例がかなり見受けられました。しかし、監督処分として「通関業務の停止又は禁止」を命じられた通関業者は、現に進行中の通関手続があっても、引き続き当該手続をすることは認められません。一方、「通関業の許可の消滅」に際しては、現に進行中の通関手続については、引き続き当該許可を受けているものとみなされ、手続を続行することが認められていますので（通関業法第10条第3項）、改めて整理し直し、正しい理解に努めてください。

第 19 問（通関士に対する懲戒処分） 正解率：32%

通関士の法令違反等に対する懲戒処分については、更なる努力を要する結果となっています。

「2」については、通関士に対する懲戒処分も、違法の事実がなければすることができません。

「4」については、通関士に対して懲戒処分をしたときは、例外なくその旨を公告しなければなりません。

「5」については、通関士が従業停止や従業禁止の処分を受けた場合には、一般の従業者としても、通関業務には一切従事することができません。

これらの事項を中心として、通関士に対する懲戒処分についての十分な理解が必要です。また、通関業者に対する監督処分についてもほぼ同様ですので、留意してください。

第 20 問（罰則） 正解率：23%

罰則の対象となる違法行為、刑の内容等についての理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。法令、テキスト等を再チェックしてください。

「3」については、名義貸し又は名義の不正使用の罪に関するものです。これらの罪は、

比較的軽微なものであるので、罰金の刑のみが定められています（通関業法第44条）。

「4」については、両罰規定が適用される罪に関するものです。①秘密を漏洩する罪（同法第41条第1項第3号）、②通関士に対する懲戒処分に違反する罪（同法第42条第2号）、及び③通関士の名義貸しの罪（同法第44条第2号）は、両罰規定の適用がありません。

「5」については、罰則と通関業者に対する監督処分との関係に関するものです。通関業者の違法行為に対しては、罰則のほか、併せて監督処分もすることができるものとし、通関業者の信用と品位を保つこととされています（同法第34条）。

Ⅱ 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

【総体的事項】

■ 総評

関税法等全体の正解率は53%であり、42%の方が合格基準に到達していました。

■ 語句選択式

語句選択式全体の正解率は64%でした。合格のためには個々人のベースでは80%は欲しいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

■ 複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は29%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

■ 択一式

択一式全体の正解率は51%で、低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■ 語句選択式

第1問（適用法令）

正解率：62%（イ－76% ロ－40% ハ－78% ニ－62% ホ－52%）

2の「ロ」への正解率がよくありませんでした。⑬（輸入の許可の時）を選ぶべきであるのに34%の方が⑯「特例申告の時」を選んでいました。

誤りの原因は、納税申告制度が2段階の申告制度であることへの理解が不十分だからと思われる。2段階の申告では、初段階は国内引取りのための申告であり、次段階は納税の

ための申告です。この問題は適用法令の問題であり、いつの日の法令が適用されるのかを問われているのです。つまり、それが輸入許可の時の属する日か、それとも特例申告の期限であるその月の翌月末日なのか理解できているかを問われているのです。通常の申告である引取申告と納税申告をあわせて行われる輸入（納税）申告との平仄を考えれば、貨物がすでに国内流通している特例申告の日とするは不自然でしょう。反復練習して、誤った問題についてはそのつど知識を確実なものとしていきましょう。

第2問（輸出申告の特例）

正解率：65%（イ－65% ロ－46% ハ－91% ニ－53% ホ－70%）

この問題は、輸出申告の特例に係る制度の仕組み、手続等に関するものです。より正確な理解のためには、関税法の関係規定及びテキストを再チェックすることが肝要です。

「ロ」については、特定委託輸出申告に係る貨物の積込港までの運送に関するものですが、適正な運送を確保するため、特定保税運送者への委託が義務付けられています（関税法第67条の3第1項後段）。

「ニ」については、特定製造貨物輸出申告に関するものですが、適正な申告を確保するため、当該申告に際しては、認定製造者が作成する貨物確認書を提出するものとされています（同条第4項）。

第3問（保税地域）

正解率：54%（イ－56% ロ－79% ハ－72% ニ－29% ホ－33%）

保税地域に関する基本的な事項を問う問題です。語句選択式問題としては、極めて低調な正解率に留まっています。保税地域の機能や手続についても、テキストを読み直すことが肝要です。

特に、「ニ」については、保税工場の許可に関するものですが、その機能から、原則として保税製品の積戻し（保税製品は外国貨物であるので、「輸出」ではありません。）を前提として許可がされます（関税法第56条第1項）。

また、「ホ」については、保税展示場に関するものですが、国際博覧会等の会場における外国貨物の展示を主たる機能とするものであり、販売又は消費される外国貨物を展示等することは認められません（同法第62条の2）。

第4問（課税価格の決定の原則）

正解率：69%（イ－67% ロ－87% ハ－70% ニ－34% ホ－88%）

第4設問の「ニ」の正解率が非常に悪かったのを除けば、受験生はかなり勉強しているとの結果が出たものと思われます。

第4設問は、「関税定率法第4条の2の規定により、課税価格を決定する際に使用できる輸入貨物と同種又は類似の貨物は当該輸入貨物の本邦への「ニ」の日又はこれに接近する日に本邦へ「ニ」されたもので、当該輸入貨物の「ホ」国で「ホ」されたものに限られる。」ことについての記憶を試す問題でした。「ニ」については、「輸出」と答えた方が34%でしたが、56%の方が「輸入」と答えられており、8%の方が「引渡し」と答えておられました。

「ニ」に次いで成績の悪かった第1設問の「イ」は、「輸入貨物の売手と買手との間に特殊関係がある場合であっても、当該特殊関係が当該輸入貨物の「取引価格」に影響を与え

ていないときには、関税定率法第4条第1項の原則規定により課税価格を決定することができる、という規定につき、「取引価格」の代わりに「現実支払価格」又は「仕入書価格」の語であっても正しいかを試そうとする問題でした。課税価格は、「現実支払価格」に、現実支払価格に含まれていない限度において運賃等の加算要素の額を加えたものであり、これを「取引価格」と呼ぶことにしており、「仕入書価格」は、輸入貨物の売手から買手に対して作成される1つの取引関係書類に記載されている価格であり、この価格は必ずしも「現実支払価格」又は「取引価格」を表しているとは限りません。この基本的考え方を頭に入れて問題を考えることが重要です。

第5問（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度）

正解率：71%（イ－50% ロ－83% ハ－80% ニ－61% ホ－82%）

「イ」と「ニ」を除き、良くできておりました。

「イ」はこの制度の適用対象外となる関税無税のものの中で基本税率無税のものであり、「①関税定率法別表」を入れるべきところ、それを選択した方は50%に留まり、誤りの「⑮特惠関税率表」、「⑩関税暫定措置法別表」を選択した方々が28%、19%もおりました。

「ニ」の正解、「⑫性質及び形状」を選択できた方は61%に留まり、誤りの「⑨形状及び数量」、「⑭輸出価格」を選択した方々が17%、7%もありました。

加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の基本ですので、このような部分で失点することのないように、再確認しておきましょう。

■複数肢選択式

第6問（定義） 正解率：53%

この問題は、関税関係法令の解釈・適用のための定義に関するものですが、より一層理解を深めるためには、関税法第2条（定義）の規定を再チェックすることが求められます。

「2」については、船用品又は機用品の性格を正確に理解することが必要です。外国往来船等の燃料、乗組員や旅客に供される食料等は、外国貨物であってもそのまま使用消費することが認められています（関税法第2条第1項第9号、第10号、第3項、同法施行令第1条の2第1号）。

また、「5」については、「特定輸出貨物」とは、特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいうものとされており（同法第67条の8第1項）、どこにあっても外国貨物です。

第7問（課税物件確定の時期） 正解率：27%

この問題は、正しい設問をすべて選択する複数肢選択式の問題です。正解は「2と3」ですが、正解者の数は27%と極めて低いものでした。

正解の「2と3」の解答状況を個別にみると、それぞれ71%と65%と高い水準に達しているのですが、両方を正しく選択された方となると27%という非常に低い水準になってしまいました。

その主要因は、設問1を正しいとした方が多くいたことによります。つまり、総合保税地域に置かれた外国貨物の物件確定の時期については、置くことの承認がされた時であるにもかかわらず、当該承認申請がされた時を正しいと答えたためでした。「承認申請がされた時」、「承認がされた時」の区別を問われる類の問題が他にも出てきます。正しく答えら

れるように、用語の選択を正しくしましょう。

第8問（輸出通関） 正解率：61%

正しい記述は「3、5」です。

「1」を正しい記述に選択された方が16%と多く見受けられました。「1」の設問は文中の「外国の排他的経済水域の海域」の記述を変更して、たびたび出題されています。関税法第2条に規定されている用語の定義と貨物の状況から輸出申告の要否を問うものです。内国貨物又は外国貨物、輸出又は輸入等の定義を確実に理解して下さい。

また「3」又は「5」の一つのみを正しい記述に選択された方が合計で10%を占めています。複数肢選択の問題であることを留意して下さい。

第9問（輸入通関） 正解率：24%

正しい記述は「1、5」ですが、正解率は24%と極めて低調でした。

「2」又は「4」を正しい記述に選択された方が、それぞれ38%前後を占め目立っていました。設問「2」は、「本船扱いの承認を受けた貨物に係る輸入申告は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行わなければならない。」また「4」は、「本邦に主たる事務所を有しない法人が税関事務管理人を定め、その旨を届けた場合には、当該法人が貨物を輸入するときは、当該事務管理人を輸入者として輸入申告を行うことができる。」いずれの設問も記述の末尾の結論の箇所です。誤りの記述となっています。文面を正確に読み取って下さい。

更に、「3」を正しい記述に選択された方が16%を占め、全体として低い正解率になっています。輸入申告に関する基本的事項であり、再確認して、確実に理解して下さい。

第10問（輸入通関） 正解率：52%

正しい記述は「1、4」ですが、正解率は52%とやや低調でした。

「3」を正しい記述として選択された方が25%見受けられ、この結果、正しい記述を「1、3、4」と選択された方が11%を占めています。締約国原産地証明書は、関税法施行令第61条第5項において、「当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならない。」と規定されており、輸入申告の内容を確認するための書類に関する基本的事項です。

また、「5」を正しい記述に選択された方が14%を占めています。記述の後段の「以外のものである場合には、当該経済連携協定に基づく運送要件証明書の提出の必要はない。」との表現は、ややこしい記述ですが、惑わされないように心掛けて下さい。

経済連携協定に関する規定の同法施行令第61条第1項第2号口の規定を再確認して下さい。

第11問（郵便物の輸入手続） 正解率：6%

近年、郵便物についても、輸出入申告制度及び申告納税方式が導入されましたが、郵便物の輸出入手続に関しては、郵便物に係る簡易手続を中心に理解を深めることが効果的です。

1は、郵便物の輸入の簡易手続に関するものです（関税法第76条第1項、同法施行令第66条、第3条第3項、第2条第5項）。輸入郵便物のうち、課税価格が20万円以下のものや、課税価格を把握することが困難である寄贈物品、無償の貸与品等については、受取人の便宜を考慮し、輸入（納税）申告を要しないものとされていますので、しっかり押さえ

ておいてください。

また、5は、郵便物の納税手続に関するものです。簡易手続に係る郵便物については、①日本銀行等に納付する方法のほか、②日本郵便株式会社に関税額に相当する金銭を交付し、納付を委託する方法が認められていますが、輸入申告に係る郵便物については、②のような簡便な手続は認められていません（同法第77条第3項、第4項）。

第12問（特惠関税制度） 正解率：24%

正解率は24%で低調な結果となっています。

過去の本試験において特惠関税制度に関する問題は、複数肢選択式又は択一式で必ず出題されていますので確実に押さえておくことが必要です。正解は「3」と「4」ですが、「1」（蔵入承認貨物についての特惠原産地証明書の提出時期）を正解とした方が54%もおりました。

また、「5」（特惠原産地証明書の提出不要の場合）を正解とした方も26%おりました。特惠原産地証明書の提出時期及び提出不要の場合についての問題は、頻出されていますので確実に覚えておくことが必要です。

第13問（課税価格に含まれる運賃等） 正解率：32%

この問題は、正しい設問をすべて選択する複数肢選択式の問題でしたが、正解は「2、3」ですが、正解者の数は低いものでした。

正解の「2、3」の回答状況を個別にみると、それぞれ94%と50%と高い水準に達しているのですが、両方を正しく選択された方となると32%という非常に低い水準になってしまいました。つまり、他の3つの設問の内容が正解とし易い、難しい問題であったために、多くの人が正解であると考えてしまった結果、このような結果になりました。設問を正確に読む癖を付ける必要のあることが強く感じられました。

第14問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：9%

正解率は極めて低調でした。正解は「4、5」ですが、比較的多かった誤りは、「1、5」6%、「1、4」8%、「3、4」8%、「1、5」6%「1、4、5」7%でした。この他にも多岐に亘る組合せが存在し、関税率表の解釈に関する通則（以下、通則という。）の理解が十分でないことが伺えます。特に、通則1又は通則3を誤って選択した方が非常に多く、再度学習する必要があります。通則1は、所属決定の基本原則であり、部、類及び節の表題は単に参照上の便宜のためで、物品の所属の決定は、項の規定及びこれに係る部又は類の注規定によることとされており、設問のような表現は誤りです。また、通則3（a）は、二以上の項における所属の決定方法ですが、一の項が一層完全な又は詳細な記載をしているとしても当該項が優先されることはなく、これらの項が等しく特殊な限定をしているものとみなすとされています。通則の問題は、必ず、出題されますが、曖昧に覚えていると引っ掛けの表現に嵌ってしまい、判断ができなくなります。通則のポイントとなるキーワード及び所属の決定方法を完璧に理解しておく必要があります。

第15問（輸出貿易管理令） 正解率：6%

正解は「1、4、5」ですが、正解率はわずか6%と極めて低水準でした。

最多回答は誤りの「4、5」、次いで「2、4、5」を選択した方がそれぞれ18%、10%もありました。「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「5」、「4」を選できた方々は

それぞれ 77%、56%ありましたが、「1」を選択できた方が 28%と少なく、誤りの「2」、
「3」を選択した方が 42%、29%もあったため極めて低水準となったものです。

「1」は大量破壊兵器の補完的輸出規制（キャッチオール規制）の発動要件の基本です。
すなわち、輸出貿易管理令別表第1第16項に該当する貨物であっても、中国等国連武器禁
輸国ではない国（ホワイト国を除く）向けの貨物の場合は、その貨物が核兵器等の開発の
ために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めたものに該当してはなく、
またその貨物が経済産業大臣から許可を申請すべき旨の通知も受けていないときは、経済
産業大臣の輸出の許可を要しないことを確実に覚えましょう。

「2」は、輸出の許可の少額特例ですが、輸出貿易管理令別表第1の1の項～4の項及
び14の項に該当する貨物には適用はないこと、また一律に100万円以下ではなく機微な貨
物の場合は5万円以下になっていることを覚えておきましょう。

「3」の特定有害廃棄物は、仮陸揚げ貨物の場合であっても輸出の承認の特例から除外
されていることを再確認しておきましょう。

■ 択一式

第16問（適用法令） 正解率：46%

この問題は、正しい記述のものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には「0」と
するもので、正解は「3」でした。

誤った解答をした人の割合が多かったのは、設問「5」で17%、次に多かったのは設問
「1」で15%でした。

設問5では、一括保税運送承認貨物が運送先に到着しないものの適用法令の時期を問わ
れ、設問1では保税地域以外に置かれ、亡失したものの適用法令の時期を問われています。
これらの場合、いずれも当初の一括保税運送貨物の承認等の時期ではなく、事案発生の時
期が適用法令の時期となっています。

適用法令の時期には、いろいろなパターンがあります。毎年出題されますので、試験前
に参考図書の一覧表等により再確認しておきましょう。

第17問（修正申告、更正の請求等） 正解率：65%

この問題は、正しいものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には「0」をマーク
するという問題です。正解は「4」でした。一般的なレベルの問題ですが、正解率は65%
ですので、まだ35%の方が正解できていません。更正の請求は、納付した税額が過大で
ある場合に税関長に対してすることができます。

誤った方が多かった問題は、設問2（12%）と3（10%）でした。設問2は納付した税
額に不足額がない場合であっても納税申告の課税標準に誤りがあるときは修正申告をす
ることができる、設問3は修正申告は輸入の許可があるまでの間に限りすることができる、
という主旨の設問でしたが、これらを○として選択しています。ご自分の感覚で○を付し
た結果、誤解答となっている感じがします。正解率が6割を超えているこのような問題は、
過去問を反復練習すれば正しい理解が得られます。

第18問（延滞税、法定納期限） 正解率：56%

この問題は、正しいものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には「0」をマーク
するという問題です。正解は「1」で、一般的なレベルの問題ですが、正解率は56%で
すので、まだ44%の方が正解できていません。誤りの順では、設問2（10%）、4（9%）で

す。

一定の事実が生じた場合に直ちに徴収することとされている関税の法定納期限は、賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日である、設問4は延滞税の額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる、という主旨の設問でしたが、これらを○として選択しています。

設問2については、納期限と法定納期限の理解が混乱し、設問4については税額計算の基本的知識の不足が原因です。延滞税や納期限、法定納期限の問題は毎年出題されると思って、基本書で確認しておきましょう。

第19問（輸出通関） 正解率：82%

誤っている記述は「4」で、正解率は82%でした。

輸出申告に関連する記述から誤っている記述を選択する問題でしたが、比較的、容易に判断できたのではないのでしょうか。

一方で、誤っている記述はない、又は「1、2、3又は5」を誤っている記述に選択された方がそれぞれ4%前後散見されました。輸出通関における基本的な事項の記述であり、繰り返し出題されていることから、確実に理解して下さい。

第20問（輸入通関） 正解率：52%

正しい記述は「4」ですが、正解率は52%とやや低調でした。

「5」を正しい記述に選択された方が18%と多く見受けられました。帳簿の保存期間については、輸入は7年間、輸出は5年間となっていますので、確実に理解して下さい。

また「正しい記述がない」を選択された方が17%を占めました。「4」を正しい記述と判断しなかった結果と考えますが、ワシントン条約該当物品に係る許可の権限について再確認して下さい。

第21問（特例申告貨物の輸入及び特例申告等） 正解率：60%

特例申告制度は、今後通関手続の中核を成す重要なものです。概ね理解されているようですが、取りこぼしの無いようにするためには、今一層の努力が肝要です。

「2」は、特例申告貨物に係る輸入申告の方法に関するものです。適正・迅速な申告のため、電子情報処理組織の使用が義務付けられていることに留意が必要です（関税法施行令第59条の4第3項）。

「5」は、特例申告制度の基本に関するものです。特例申告貨物については、その輸入申告に際し、納税申告を併せてすることを要しないものとされ、輸入・納税手続の簡便化が図られていることが最大のメリットです（関税法第7条の2第1項）。

第22問（輸入してはならない貨物） 正解率：21%

輸入してはならない貨物に係る認定手続、輸入差止申立て等に関する問題ですが、正解率は極めて低調でした。出題傾向の高い分野ですので、法令、テキスト等を確認の上、再挑戦してください。

「1」は、郵便切手の偽造品、変造品及び模造品に関するものです。印紙や切手の模造品も一般にあまり馴染みのないものですが、所管大臣の許可を受ければ、輸入することができるものとされていますので留意してください（関税法第69条の11第1項第6号）。

「2」は、税関長による風俗を害すべき物品の処分に関するものです。憲法が保障する

表現の自由に関係する物品であることから、特別な取扱いがされることになっています（同条第3項）。

「4」は、回路配置利用権に関するものです。国内業界の事情から、輸入差止申立てに代わる「輸入差止情報提供制度」が執られており、他の知的財産権とは異なる取扱いとなっていますので、特に留意が必要です（同法第69条の13第1項、同法基本通達69の13-12）。

第23問（原産地表示） 正解率：71%

正しい記述は「4」で、正解率は71%でした。

原産地を偽った表示がされている貨物に関する取扱いについて、まとめて出題していることから、記述の正誤の判断が容易だったと考えますが、「3」を正しい記述に選択された方が8%、又「5」を正しい記述に選択された方が10%見受けられました。

原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示のある外国貨物の取扱いについて、再確認して下さい。

第24問（保税地域） 正解率：36%

保税地域に関する基本的な事項を問う問題ですが、正解率は極めて低調でした。

「1」は、指定保税地域における外国貨物の搬入停止処分に関するものです。処分は、関税法の規定に違反した場合に限られていますので、注意してください（関税法第41条の2）。

「3」は、保税工場外の保税作業に係る手続に関するものです。保税作業のため外国貨物を保税工場以外の場所に出すときは、税関長の許可が必要とされており（同法第61条第1項）、税関長の承認、税関への届出等、用語の違いを理解することが求められます。

「5」は、総合保税地域における連帯納税義務に関するものです。関税徴収の確保を図るため、「総合保税地域の許可を受けた法人」のほか、「総合保税地域において貨物の管理をする者」にも連帯納税義務が課されています（同法第62条の13）。

第25問（減免税制度） 正解率：24%

問題文はいずれも誤りであるので正解は「0」ですが、正解率は24%と低水準でした。

最多回答は正解の「0」でしたが、誤った「4」、「1」、「2」を選択した方が23%、21%、16%もいたためです。

「4」は、関税暫定措置法第8条の加工組立製品の減税制度の適用の場合に製品の輸入の際、その原材料を輸出申告した者が輸入申告者にならなければならない場合は、その原材料を本邦から輸出する際に、加工、組立のために輸出するものであることを証する書類（委託加工契約書等）を添付できなかったときだけに限定されていることを確実に覚えましょう。

「1」は、関税定率法第17条の再輸出免税適用貨物の輸入の際、基本的にATAカルネ（通関手帳）で輸入通関することができますが、加工用貨物及び修繕貨物についてはATAカルネでの輸入通関はできないことを再確認しておきましょう。

「2」は関税定率法第19条の3の輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の適用の要件として、その貨物の輸入の際に、税関長にこの制度の適用を受ける旨の届け出が必要であることを再確認してください。

第 26 問（不当廉売関税） 正解率：62%

近年不当廉売関税を課する事例が散見されることから、特殊関税制度、特に不当廉売関税に関する出題の可能性が高くなっています。

正解率は62%でした。正解は「3」（不当廉売関税を課することを求めることができる者）でしたが、誤っている記述がないとして「0」を選択した方が13%もおりました。

不当廉売関税に関し、その「発動要件」、「課税限度」、「発動期間」等について一通り押さえておくことをお勧めします。

第 27 問（課税価格に含まれるもの） 正解率：58%

この問題は、誤っているものを一つ選択するか、誤っている記述がない場合には「0」とするもので、正解は「2」でした。もう少し頑張って頂きたかった成績です。

この設問において、誤った解答をした人の割合が多かったのは、「5」で14%、次に多かったのは「0」で11%を占めました。

5番目の設問は、「輸出国における輸入貨物の製造の過程で、買手の子会社の従業員が当該輸入貨物の検査を行う場合に、当該検査と併せて製造作業に従事しているときは、買手が負担する当該検査及び製造作業に係る当該従業員の賃金は、課税価格に算入される。」というものでしたが、検査自体は買手が自己の利益のために行うものですので課税価格に算入されませんが、製造作業への参加は売手のための活動にあたりますので、当該従業員の賃金は売手のために行われた間接支払に該当し、課税価格に算入されます（この設問全体としては正しい記述となります。）。

第 28 問（不服申立て） 正解率：5%

不服申立ての対象、申立て期限、関税等不服審査会等に関する出題ですが、正解率は極めて低調でした。改めて法令及びテキストの再確認が必要です。

「2」は、不服申立てができる処分に関するものです。税関長の処分であっても、通告処分や犯則事件の処分については、司法手続によることとされ、不服申立てはできないものとされています（行政不服審査法第4条第1項第7号）。

「4」は、関税等不服審査会に関するものです。審査請求に対する財務大臣の裁決を適正・慎重に行うため、①関税の確定、徴収又は滞納処分、②公安・風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当する旨の通知、③輸出し又は輸入してはならない物品の認定、④輸出又は輸入差止申立ての受理又は不受理については、関税等不服審査会への諮問が義務付けられています（同法第91条）。

「5」は、審査請求と訴訟との関係に関するものです。不服申立ての適正・迅速な処理を図るため、①関税の確定、徴収又は滞納処分又は②公安・風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当する旨の通知の取消しの訴えは、当該処分等についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができないものとされています（同法第93条）。

第 29 問（経済産業大臣の輸入割当及び輸入承認） 正解率：52%

正解は「3」で、正解率は52%でした。

最多回答は正解の「3」で、正解率はかろうじて過半数を超えましたが、半分近くの方々が誤った回答をされました。誤りの「5」、「4」と回答した方が16%、12%あり、「0」とした方も9%ありました。

「3」の、特定有害廃棄物は、輸入の承認の特例から除外されているので、外国由来の

特定有害廃棄物の輸入については、輸入の承認が必要なことを再確認しておきましょう。

「5」の輸入の承認の税関長への権限の委任については、経済産業省令で定める範囲内のものについて委任されており、又その輸入の承認に条件を付す権限も委任されています。

「4」は、輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、その貨物を輸入する場合に経済産業大臣の確認を受けたときは、改めて輸入割当てを受けるけることは要しませんが、輸入の承認は要することを確実に覚えましょう。

第30問（NACCS法） 正解率：77%

電子情報処理組織（NACCS）を使用して行われる輸出入申告、納税等について、十分に理解が進んでいるようです。

「4」は、電子情報処理組織を使用して行われる納税手続に関するものです。輸入（納税）申告及び関税等の納税が電子情報処理組織を使用して行われるため、納税と輸入の許可について特別な取扱いを要します。このため、関税等納付専用口座のある金融機関に納付書が送付された時に、関税等が納付されたものとみなして、輸入が許可されることになっています（NACCS法第4条第2項）。

Ⅲ 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は40%であり、19%の方が合格基準に到達していました。

■ 申告書の作成

申告書作成全体の正解率は45%でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

- ①輸出申告 61%
- ②輸入（納税）申告 37%

■ 複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は34%で、申告書作成全体の正解率と比較するとやや低い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

- ③複数肢選択式 19%
- ④計算式 33%
- ⑤択一式 50%

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■ 申告書の作成

輸出及び輸入（納税）申告書の作成において、通関実務としてのインコタームズに定め

る契約（取引）条件が通関手続きの学習要件に加えて出題されています。今回の設問においても輸出は「DAT NEW YORK」、輸入は「FCA NEW YORK」としていますので、申告価格の算出においては、契約条件に沿って、算入すべき費用か否かが各々の取引条件によって異なるため、その判断が必要な問題とし、また、個別の品目に係る費用の処理を正確に理解するための問題としましたが、輸入申告価格の解答においては、正解率が16%と低く、また、未記入も多いことから、もう一段の努力が望まれます。

第1問（輸出申告書） 正解率：61%

今回の出題は、昨年の本試験問題（ジュース類）に準じた調製食料品などの品目分類とDAT 契約条件による費用の算入（加算済み）・不算入（控除）による申告価格の処理としましたが、輸出申告書作成としては、これまでの成績と比べると低い正解率となりました。その原因は、品目分類において同一統計番号のまとめが二つあったことから、各々、異なった貨物に対して合算適用したため、いろいろの合算後の価格が生じ、登録画面への入力の順番が前後にずれたこと、また、「詰物をしたパスタ（第1902.20号）」を、「詰物をしてないパスタ（第1902.19号）」とし、また、詰物の肉類等が20%を超えているパスタとして第16類に区分するという、第16類又は第19類の注の規定がおろそかになっていたことなどがあげられます。また、どういう理由からか、登録画面の第1欄から第4欄までに少額貨物である統計品目番号10桁目が「X」のものの入力のケースがありました。

次の集計結果（(a)～(e)）とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にして下さい。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (a) 登録画面の第1欄 (a) : 59% | (d) 登録画面の第4欄 (d) : 43% |
| (b) 登録画面の第2欄 (b) : 75% | (e) 登録画面の第5欄 (e) : 72% |
| (c) 登録画面の第3欄 (c) : 58% | |

第1欄(a) : 「豚肉30%含有の詰物をしたラビオリ」の分類で、品目表の第19類注1(a)「ただし書き」の規定中の「第19.06項の詰物をしたものを除く。」による分類ではなく、その部分の見落としで第16類に分類したケース(13%)があり、また、詰物をしてないパスタ(16%)への分類もあり、他の欄への入力(6%)及び未記入(5%)もありました。これらのことが正解率を引き下げました。

第2欄(b) : 「さけ弁当でさけの割合16%、唐揚げの割合が14%などの入ったもの」の分類が、第16類注2の規定により、さけの調製品(第1604.11号)に該当のところ、肉の調製品(5%)、正解の選択肢番号を他の欄への入力(6%)、パスタへの分類(10%)、また、未記入(5%)としたケースがありました。

第3欄(c) : 「オレンジマーマレードなど」を第2007.91号の「ーかんきつ類の果実」調製品に分類のところ、仕入書第5項と第8項の貨物の合算がなく、次欄に入力(16%)とし、その反対で次欄のものが本欄へ(13%)と、両欄の同一品目番号の合算に齟齬があり、他の欄への入力(20%)、未記入(5%)がありました。理由は、上記と同じで分類相違後の合算が入力順に相違を及ぼしています。

第4欄(d) : 「サンドイッチセットなど」をハムの含有が多いので第1602.41号「ーもも肉の調製品」のところ、ソーセージ(14%)、パスタ関連(6%)、ジャムなど(16%)が入り込んで、また、他の欄への入力(20%)と未記入(5%)がありました。理由は、上記と同じです。なお、「ハム」の呼び方は、通常小売用の豚肉加工品「ハム」と、豚肉の部位である「ハム:hams」とが同じ呼称であることに留意して下さい。

第5欄(e):少額貨物の「全形のトマト」が代表番号のところ、他のX付番号のもの(13%)とした選定ミスなどがありました。

なお、品目分類番号の10桁目が「X」となっている選択肢を第1欄から第4欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の要留意点は、品目分類において、同一のものの見極めと、それについて合算することに注意深く実施していただきたいことと、なお、未記入が各欄2%~5%ありましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。

第2問(輸入(納税)申告書) 正解率:37%

輸入申告書作成の出題は、家具などの申告書作成です。昨年の本試験では水産物でしたが、一昨年の輸出の木製品を参考に雑品を加えて出題しました。品目分類では、特に、仕入書第2項のクリスマス用品のサンタクロースにLEDランプが内蔵され、周囲を照らす構造のものは、第95類注1(t)の規定によりクリスマス用品(第9505.10号)から除かれ、第94類のうち、第9405.30号「クリスマスツリーに使用する種類の照明セット」に該当せず、照明用の装飾的置物として分類(第9405.40号)することが理解されなかったことにより、かなり低い正解率となりましたが、その他の欄は良い成績でした。課税価格では、無償提供貨物の諸費用の取扱いを設定し、その他いろいろの経費を掲げた設問としましたので、申告価格が合格点に達しない成績でした。

(1) 品目分類の正解率 58%

- | | |
|------------------|------------------|
| (a) 登録画面の第1欄:5% | (d) 登録画面の第4欄:79% |
| (b) 登録画面の第2欄:53% | (e) 登録画面の第5欄:75% |
| (c) 登録画面の第3欄:79% | |

(2) 申告価格(課税価格)の正解率 16%

- | | |
|------------------|------------------|
| (f) 登録画面の第1欄:13% | (i) 登録画面の第4欄:20% |
| (g) 登録画面の第2欄:8% | (j) 登録画面の第5欄:18% |
| (h) 登録画面の第3欄:19% | |

品目分類

本問では、仕入書価格が同一分類による合算で最高額であっても申告価格算出により無償貨物の加算で次欄に入力されること、また、上記に示した仕入書第2項の分類方法と仕入書第4欄の組立て家具の通則による分類を載せてあります。なお、輸入申告でも少額貨物である選択肢番号の末尾が「X」のものの登録入力で第1欄~第4欄にしていることは特異なことと思います。

正解率が更にUPする点は次のとおりです。

第1欄(a):「クリスマス用品」の分類では、まず、次欄の貨物が仕入書価格としては合算で一番大きな価格(申告価格の計算では費用の加算で2番目のもの)のものとして、本欄へ入力(31%)されており、大きなマイナスとなりました。また、前述のように、本品は、第9405.40号のところ、第95類のクリスマス用品(30%)、第9404.30号のクリスマスツリー用(21%)などへの分類がありマイナスとなりました(税関HPの事前教示事例「クリスマス用照明器具」をご参照)。また、他の欄への入力(5%)、未記入(5%)等もありました。

第2欄(b):「台所用品」の分類のところ、上記の申告価格計算に関連して、第1欄へ繰り上げ入力(31%)され、また、クリスマス用品が入っている(32%)等があり、未記入(5%)もありました。

第3欄(c):「表札」は良い成績で、相違としては次欄の寝具(3%)が入っていたり、他の欄への入力(4%)、未記入(6%)がありました。

第4欄(d):「寝具」のところ、その他の寝具(2%)、椅子(3%)、その他の欄(5%)、未記入(7%)がありました。

第5欄(e):少額貨物2品目中の代表品目選定において最大価格の確認が課題で、他の「X」付選択肢を選んだ(8%)こと、また、未記入(7%)もあり、更に、選択肢番号に「X」付きのものが、第1～4欄にあることは特異なことです。

申告価格

((f)～(j))は、全般に正解率が8%～20%と低い状況となっています。

本設問の申告価格の計算は、FCA取引条件において、諸費用のうち加算となる費用又は不算入のもの、その費用の特定品目へのみ加算のものがあり処理方法が少々複雑であったことから、結果において申告価格(課税価格)が変わり、また、登録欄への入力順位も相違することとなり大きなマイナスとなりました。

本設問では、昨年(2019年)の第48回通関士試験(通関実務)第2問(輸入(納税申告))の「ドライアイス」の無償提供費用などの処理が出題されている内容を応用しているため、本設問との関連でチェックをしてほしいと思います。

本設問の集計結果を精査すると、主要な誤りは各欄ともに以下の内容です。

第1欄(f):仕入書価格へ加算なし1%、輸出業務費の加算なし2%、デザイン料を誤加算0.3%、無償支給LED電球の加算なし0.1%、その買付手数料の加算なし(3%)など。

第2欄(g):仕入書価格へ加算なし0.8%、輸出業務費の加算なし1%、デザイン料の誤加算1%、合算しない価格US\$5,600.00による計算0.01%など。

第3欄(h):仕入書価格へ加算なし2%、輸出業務費の加算なし4%、デザイン料の誤加算1%など。

第4欄(i):仕入書価格へ加算なし4%、輸出業務費の加算なし4%など。

第5欄(j):仕入書価格へ加算なし1%、輸出業務費の加算なし3%、3品目合算など。

なお、解答なしが22%～28%もあり、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。また、マークシートへの記入に際して8桁までの塗りつぶしがされていませんでした。

このような正解率となりましたが、申告価格の計算方法については、これまでの事例集の問題を繰り返し解答すること望まれます。加算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としては確立した方法であって、特殊な計算をしなければならぬものではありません。そこで、再度、過去問をおさらいしていただくと共に、本設問についても、再度『解答と解説』を学習して理解して下さい。

第3問(関税の確定及び納付) 正解率:38%

この問題は、誤っている記述をすべて選択する問題でしたが、正解は「1、3」でした。

正解の「1、3」の解答状況を個別にみると、それぞれ62%と66%と高い水準に達しているのですが、両方を正しく選択された方となると38%という低い水準になってしまいま

した。

設問4（「…更正後の税額に不足額があるときは、税関長の更正があるまでは、修正申告を行うことができる。」）は正しいにもかかわらず誤っていると理解して解答したかたが28%もいました。修正申告は、税関長の更正があるまでは、何度でも行うことができますのでしっかり理解しておきましょう。

第4問（ベトナムとの経済連携協定） 正解率：23%

極めて低調な成績に留まりました。現在までに発効している経済連携協定は14ありますが、これらの協定によるEPA税率の適用を受けるための締約国原産地証明書及び運送要件証明書に関する理解を高めるよう、一層の努力が必要です。

特に、「4」については、締約国原産地証明書の提出は、原則として「輸入申告の際」に提出するものとされています（関税法施行令第61条第4項）。締約国原産地証明書の提出が遅れる場合において、その貨物につき輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けるときは、特例的に「輸入申告後相当と認められる期間内」に提出することが認められています（同項）。

「5」については、締約国原産地証明書は、手続軽減の観点から、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物については、その提出の必要がないとされています（同条第1項第2号イ）。一方、運送要件証明書については、非原産国における積替え又は一時蔵置以外の取扱いの有無等を確認するため、20万円以下の少額貨物を除き、直接運送品以外の貨物すべてについて提出することが必要とされています（同号ロ）。

第5問（関税率法別表の所属の決定） 正解率：5%

正解率は極めて低調でした。正解は「2、4、5」ですが、誤って「2、4」、「2、5」及び「4、5」を選択された方が合計で約18%いました。この他の組合せも多岐に亘っていたことから、第19類に含まれる物品について十分な理解が得られていないものと思われます。特に、肉の含有量が20%を超える詰物をしたパスタは第19類（穀粉の調製品）か第16類（肉等の調製品）か、えびと牛肉のいずれも20%以下のピラフで、その合計が20%を超えるものは、第16類か否か、肉まんの分類根拠（2012年本試験出題）、ココアを含むベーカリー製品の分類根拠などを理解されていない方がほとんどでした。再度『解答と解説』を熟読し、理解に努めてください。なお、参考までに、2011年、2012年及び2014年の本試験に当該形式の問題が出題されています。

第6問（課税価格の決定方法） 正解率：23%

この問題は、正しい記述をすべて選択する問題でしたが、正解は「3、5」でした。

正解の「3、5」の回答状況を個別にみると、それぞれ53%と80%と高い水準に達しているのですが、両方を正しく選択された方となると23%という非常に低い水準になってしまいました。

設問4は、「輸入貨物の生産に関連して買手により無償で売手に提供された金型の生産のために、わが国において開発された設計が必要とされた場合において、当該金型の取得価格又は生産費に当該設計の費用が含まれているときは、当該設計の費用の額は現実支払価格に加算されない。」というのですが、これを正しいと答えた方が42%と多くを数えました。このため、「3、5」を選んだものの、「4」も選んでしまったために得点できなかった方

が8%おられました。

第7問（関税の減免・戻し税制度） 正解率：5%

正解は「1、3、5」で、正解率はわずか5%でした。

最多回答は誤りの「2、3」で13%、次いで誤りの「3、5」、「3、4」、「1、3」を選択した方がそれぞれ11%、11%、8%でした。「1」～「5」の選択状況を見ますと、正しい「3」、「5」及び「1」を選択できた方はそれぞれ77%、37%及び32%で、誤りの「2」及び「4」を選択した方は42%、34%でした。このように極めて低調だったのは、正しい「3」を選択できた方が77%もおられましたが、「3」以外の中から、他の正解をほとんどの方が見つけることができなかつたためです。

「1」は、変質、損傷等の場合の戻し税の要件として、保税地域に蔵置中での損傷で、輸入者の責に寄らないものであること、また、損傷したものが無税品になってしまった場合は、関税の全額が戻ることは至極自然です。仮に本制度の詳細を忘れてしまった場合でも、これは正しいと思える感性は持ってもらいたいものです。

「5」は再輸出免税の問題ですが、この種の問題で婦人用装身具の製作のため輸入する模造宝石が、再輸出免税の対象になるか否かを問う問題として出題されることはまずありません。従って、この問題は加工用貨物の再輸出免税の輸入の際の手続きの問題です。

加工用貨物の再輸出免税の輸入の際には、輸入申告書にその加工の種類並びに加工者の住所及び氏名を又は名称を付記しなければならないことを再確認しておきましょう。

「4」は、日本赤十字社に寄贈される特定用途免税についてですが、通達の規定によることもなく、関稅定率法第17条の第5号で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるものと規定されていることから、迷ってはいけません。

「2」は、国際連合の専門機関からの寄贈された教育用物品等の手続きの問題ですが、無条件免税の適用を受ける場合における確認は、当該専門機関の証明書だけでなく、仕入書等によることができることとされています。

第8問（過少申告加算税の計算） 正解率：30%

正解は「192,500円」ですが、正解者は30%と低調でした。

惜しいのは、計算は正しく行っているのに、答をマークシートに転記する際に、8桁の頭の方に「0」を埋めなかつたために、得点出来なかつた方が2%もおられたことです。本試験では、くれぐれもこのようなことのないようにお願い致します。

過少申告加算税を計算するにあたっては、まず修正申告により納付すべき不足関税額を算出する必要がありますが、ここまでは正しい答を出しておられる方が10%おりました。しかし、時間不足のためか、あるいは過少申告加算税の計算方法を忘れてしまったためか、その先にまでは進めなかつた方々のようです。

また、修正申告により納付すべき増差税額の計算を完了し、過少申告加算税額の計算に入り、10%の過少申告加算税率を乗ずることまでには至った方も10%おられましたが、加重分の過少申告加算税率（+5%）を計算することを失念？したために、完成まで後一步（時間不足のためか？）という結果になりました。

また、「解答なし」の方が7%もおられました。計算問題は、計算方法さえ頭に入れば、確実に点が取れる分野です。まだ時間があります。勉強を続けて下さい。

第9問（修正申告により納付すべき不足関税額の計算） 正解率：54%

正解は「3,300円」で、正解率は54%でした。易しい問題であったにも拘わらず、正解率がこの程度というのは残念な数字です。この解答においても、正解をマークシートに転記する際に8桁目までの「0」の記入をしなかったために、得点とならなかった方が10%もいたことが非常に残念です。

更に、「解答なし」の方が7%もおられたのは、計算問題は頭から諦めているということでしょうか？ 第8問の解説にも書きましたが、計算問題は、計算方法さえ頭に入れば、確実に点が取れる分野です。まだ時間があります。勉強を続けて下さい。

なお、正解が3,300円であるのに対し、3,200円又は3,400円という答を出した方が合計で9%程おられました。多分、端数切捨ての方法を途中で誤ったための結果だと思われます。配付済みの解答解説もご覧になり、自分の誤った箇所を復習して下さい。

第10問（課税価格の計算） 正解率：27%

正解は、「9,600,000円」で、正解率は27%と、非常に低い数字でした。ここでもマークシートへの転記の際に、頭に「0」を挿入しなかった人が3%もおられました。計算問題全部について、同じ過ちを犯しているとしたら、悲劇的なマイナスです。十二分に注意しましょう。

関税定率法第4条の3第1項第1号に規定する国内販売価格に基づいて輸入貨物の課税価格を計算する際に、かなりの数の方が誤解している点が2つあります。一つは、設問の4及び5に記載されている「自分の輸入貨物について輸入港到着までに支払っている貨物の保管費及び運賃」です。これらの費用は、定率法第4条第1項等の規定により、自分の輸入貨物を輸出国から日本に持ってくる場合には、課税価格の中に含める必要のある費用ですが、定率法第4条の3第1項第1号により（日本国内における）国内販売価格から課税価格を計算する場合には、当該国内販売価格の中には既にこれらの費用は含まれているので、再度加算する必要はないということです。加算すれば、誤りです。

また、2つ目は、設問の6～8に記載されている「輸入貨物と同種・類似或いは同類の貨物について輸入されたものの（日本国内における）国内販売に係る利潤・一般経費、国内での運賃等及び関税等の公課の費用」です。これらの費用は、（日本国内で販売するときに必要な費用ですが、）国内販売価格を輸入時点の価格に戻すためには、国内販売価格から差し引く必要があります。これを差し引かないと誤りです。

第1点の費用を加算してしまい、「9,870,000円」と答えた方が8%おられ、また、第2点の費用を控除しなかった方は、少なく見積もっても3%おられます。

また、「解答なし」の方の数は、17%に及びました。

第11問（課税価格の決定の原則による課税価格の計算） 正解率：26%

正解は、「14,980,000円」で、正解率は26%であり、非常に低い数字でした。

計算の過程で一番多くの方が誤った点は、設問2ーロ及び3に記載されている「輸入品のハンドバッグを製作するために輸入者から無償で提供された生地プリントされているデザインが本邦で作成されたものであり、そのデザインに要した費用として輸入者が120,000円を支払っている。」という条件の扱いでした。本件デザインは、輸入者から無償提供された生地既にプリントされているものであり、デザイン自体を輸入貨物の生産のために、買手から売手に提供したのではないことに着目する必要があります。したがって、このデザインがわが国で製作されたものであっても、ハンドバッグの課税価格に算入され

ることとなります。この点を誤った方が20%以上おられました。

また、設問4に記載されている無償提供した生地を生産国で輸入する際の通関費用について、これを売手が負担しているにも拘わらず、これを加算要素と考えた方が8%おられました。

なお、「解答なし」の方が14%おりました。

第12問（課税価格の計算） 正解率：28%

正解は、「3,138,000円」で、正解率は28%と振るいませんでした。ここでも、マークシートへの転記の際に頭に「0」を付さなかったために、せっかくの得点を失った方が4%もおりました。

設問4に記載したジャケット用のデザインの購入費用（350,000円）は、イタリア人デザイナーが開発したのですが、本邦で開発したものであるため加算要素から除かれることになっているにも拘わらず、課税価格に含めた人が3%強おられました。

また、設問3に記載したジャケットを製造するための生地を買付手数料及びこの手数料の中に含めることとされていた当該生地の運賃等の費用（両方又は何れか一方）を課税価格に加算しなかったと思われる方の合計が約8%にのぼりました。

更に、「解答なし」の方が18%いました。

第13問（加算税） 正解率：64%

この問題は、正しいものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には「0」をマークするという問題です。正解は「3」で、正解率は64%ですので、一応の水準に達したと言えるものと考えますが、更に奮起されることを期待します。

なお、択一の問題であるにも拘わらず「3」を正解と捉えた人を含め、2つ以上の設問が正解であるとの解答をした方が若干名いましたが、これは絶対にあり得ない答ですので、注意しましょう。

誤った方が多かった問題は、設問4（納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告をしたときは、過少申告加算税に加えて重加算税が課される。）と設問2（過少申告加算税の額が1万円未満である場合においては、過少申告加算税は徴収されない。）で、それぞれを正しいと誤解された方の割合は19%と9%でした。なお、設問の文章で間違っている箇所は、設問4では、「過少申告加算税に加えて」ではなく、「過少申告加算税に代えて」であり、設問2では、「1万円未満」ではなく「5,000円未満」でした。

「解答なし」の方が若干名いましたが、明らかに間違っていると思われるものを除いた中から適宜1つを選んで解答すれば、幸運が待っているかも知れません。

第14問（課税価格の決定） 正解率：56%

この問題も、正しいものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には「0」をマークするという問題です。正解は「3」で、正解率は56%ですので、もう一息という感じだと思います。

誤った方が多かった問題は、設問4（買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物の価格の調整が行われ、その支払の額の一部が売手から買手に返金された場合であっても、当該返金された額は課税価格に算入される。）と設問2（輸出国での輸出の際の税関手続きに要し

た費用については、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用には該当しないため、課税価格に算入されない。)で、それぞれを正しいと誤解された方の割合は14%と9%強でした。なお、設問の文章について、正しい表現は、設問4では、「価格調整条項の適用等により支払額の一部が返金された場合の現実支払価格は、当該仕入書価格から当該返金された額を控除した価格であることから、当該返金された額は課税価格に算入されません。」であり、設問2では、「輸出国での輸出の際の税関手続に要した費用は、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対しとして支払われる費用に該当し、輸入貨物の課税価格に算入されません。」でした。

第15問（関税率定率法別表の部注及び類注） 正解率：35%

正解率は低調でした。正解は「4」ですが、「5」を正しいとして選択された方が17%、「2」を選択された方が16%、「0」を選択された方が15%いました。この結果から部注や類注に対する学習が十分なされていないことが伺われます。「2」については、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し、付随的であるもの（正しくは付随的でないもの）、「5」については、第56.02項には、・・・50%以下の物品を含む（正しくは、含まない）となります。正しい語句に置き換えて、内容を吟味されれば、理解できるものと思います。本試験では、幅広い範囲から注に関する出題がされていますが、誤っている注と正しい注とを判別できる知識を持っていないと正解を得ることはできません。

第16問（関税率定率法別表の所属の決定） 正解率：45%

正解率は低調でした。更なる努力が必要です。正解は「2」ですが、誤って「4」及び「1」を選択された方がそれぞれ17%及び10%いました。これらを選択された方は、生きていたつむりが軟体動物として第3類に、りんごジュースが果実のジュースとして第20類に、松葉づえが整形外科用機器として第90類に、クリスタルガラス製のシャンデリアが照明器具として第94類に、タイムレコーダが時刻の記録用機器として第91類に属することを知らなかったためと思われる。設問には、判断に迷う間違い易い物品が含まれていることが多く、正確に覚えていないと絞り込みができなくなります。本試験では、繰り返し出題されている物品が結構あります。類別商品分類の一覧表を利用したり、過去問を反復学習するなどして、含まれる物品と含まれない物品を覚えておくことと心強いと思います。

第17問（特惠関税に係る原産地の認定基準） 正解率：51%

特惠関税制度における原産地の認定に関する問題については、過去試験問題として頻出されていますので、正確に覚え、理解しておくことが必要です。

正解は「3」ですが、誤っている「4」（完全生産品に関する認定基準）及び「5」（実質加工品に関する認定基準）を正解とした方が31%もおられました。特に「5」については、実質的な変更を加える加工又は製造の認定基準の適用に関し、関税暫定措置法施行規則別表中欄に掲げる物品については、関税分類変更基準に拘わらず、同表下欄に掲げる加工又は製造（原産品としての資格を与えるための条件）をもって実質的な変更を加える加工又は製造とされていますので正確に把握することが必要です。